

開発事業等に係る工事検査の実施方法

1 検査の目的

- (1) 完了検査は、工事が開発許可・宅造許可の内容に適合しているかどうかについて確認することを目的とする。
- (2) 中間検査は、工事が申請書等に基づき適正に施工されているかどうかを工事中に検査し、施工管理の状況、品質管理状況および施工地区周辺との関連等を把握することを目的とする。

2 検査の実施方法

- (1) 事業者は、開発事業等に係る工事が完了したときは、都市計画法にあっては工事完了届出書（様式22、23）、宅地造成等規制法にあっては工事完了検査申請書（様式56）を提出または申請し、検査を受けなければならない。
- (2) 中間検査は、盛土面積が3,000㎡以上または盛土高さが5m以上の盛土工事、高さが2mを超える鉄筋コンクリート擁壁工事について行うものとし、そのほか工事の規模、工法等に応じて、検査員と打ち合わせのうえ工事を指定し、適宜行うものとする。なお、実施の時期は次のとおりとし、事業者は、実施の工程に達する概ね1週間前までに中間検査依頼書（様式-検2）を提出し、完了検査時と同様の検査を受けなければならない。
 - ① 盛土工事については、原地盤処理（地盤改良、段切り施工等も含む）および地下排水処理の完了後、盛土材投入前の段階で行う。
 - ② 鉄筋コンクリート擁壁工事については、基礎配筋工事および壁体配筋工事がそれぞれ完了した段階で行う。
 - ③ そのほかの指定工事については、検査員の指示によるものとする。
- (3) 検査員は、事業者等（設計者、工事施行者を含む）で工事内容の説明できる者に立会を求め検査を実施する。
- (4) 検査は、事業者等で準備された関係図書による審査、目的物の目視および検測により行うこととし、主な検査項目は次のとおりとする。
 - ① 開発区域の位置、面積、形態が開発許可の内容と合致していること。
 - ② 雨水等の排水処理施設が、適当な配置、構造で適切に施工されていること。
 - ③ 切土および盛土のり面の安定が図られていること。
 - ④ 盛土地盤がゆるみ、沈下または崩壊が生じないよう締固め等の対策が講じられていること。
 - ⑤ 崖面は、擁壁あるいは保護工により崩壊または土砂が流出しないよう対策が講じられていること。
 - ⑥ 擁壁が適切に施工されていること。
 - ⑦ 軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること。
 - ⑧ 開発事業の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること。
 - ⑨ 他の法律により、災害防止のための規制が行われている土地における開発事業の場合は、それぞれの法律に対応する対策が講じられていること。
 - ⑩ その他、開発許可・宅造許可の内容と適合していること。

(5) 検査員は、工事写真等により設計図書どおりの施工ができているか確認できないものについては、次のとおり掘削や抜取り確認などを指示および要求することができる。

- ① 擁壁の背面を掘削し、躯体の寸法、根入れおよび裏込材の厚さ等を測定する。また、裏込コンクリートの打設状態、水抜パイプの設置状況等をあわせて確認する。
- ② 鉄筋使用の構造物において写真により確認困難な場合は一部解体し確認する。
- ③ 掘削や抜取りによる検査の結果は、写真等により記録すること。

(6) 宅地造成工事の代表的な工種は、表－1を参考に出来形管理を行うこと。

3 検査の準備

事業者等は、検査の実施にあたり、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。なお、主な準備内容は次のとおりとする。

(1) 工事完了届出書または工事完了検査申請書には、次の図書を添付すること。

(別記「開発事業に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」手順1参照)

- ① 工事写真 (A4版)
- ② 確定測量図 (申請図書の求積図と対比できるもの)
- ③ 施工管理および品質管理に関する資料
- ④ 自主検査報告書 (様式－検3) (別記「開発事業に係る施工段階チェックシート」参考)

(2) 工事写真は、「大津市開発工事写真整備要領」に基づき作成しておくこと。

4 定めのない事項

この検査の実施方法に定めのない事項については、下記の文献を参考にするなど、あらかじめ開発調整課の担当職員と協議のうえ決定すること。

附則

この実施方法は、平成22年4月27日から施行する。

附則

この実施方法は、平成24年7月1日から施行する。

参考文献

- | | | | |
|--------------------|----|---------|------------|
| ・「宅地防災マニュアルの解説」 | 編集 | 宅地防災研究会 | 平成19年12月5日 |
| ・「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」 | 監修 | 滋賀県 | 平成23年10月 |

表 - 1

工 種	項 目	規格値 (mm)	概要	摘要	
土 工	整地土工	基準高 ▽	±60		<p>1. 施工段階において排水を考慮し勾配をとった場合、これを基準高とみなすことができる。</p> <p>2. 宅地仕上げは表面を平滑に仕上げるとともに周辺地盤、道路、建物などの構造物、植栽などとなじみよく表面排水が良好に行われるように仕上げなければならない。</p>
	のり面工	切土 $l < 5m$	-200		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。
		のり長 $l \geq 5m$	のり長の-4%		
		盛土 $l < 5m$	-100		
		のり長 $l \geq 5m$	のり長の-2%		
面積 A	設計値以上				
基礎工	基礎材 (碎石、栗石等)	厚さ t1 t2	設計値以上		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。
	均しコンクリート	幅 W	設計値以上		
		延長 L	擁壁構造及び区画に変更が生じない範囲		
	コンクリートブロック積み等	基準高 ▽	±30		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。
	基礎コンクリート (基礎材は前種と同じ)	幅 W	-30		
		高さ h	-30		
		延長 L	擁壁構造及び区画に変更が生じない範囲		

表-1つづき

工 種		項 目	規格値 (mm)		摘要
擁壁工	現場打擁壁	基準高 ∇	± 50		<p>規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。</p> <p>安定計算上は安全でなければならない。</p>
		厚さ d	-20		
		裏込め厚さ b	-50		
		幅 W1 W2	-30		
		総高 $\Sigma H < 3m$	-50		
		高さ $\Sigma H \geq 3m$	-100		
		根入れ深さ h	設計値以上		
		延長 L	擁壁構造及び区画に変更が生じない範囲		
	プレキャスト擁壁	基準高 ∇	± 50		<p>規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。</p>
		裏込め厚さ b	-50		
		総高 ΣH	製品規格による		
		幅 W	製品規格による		
		根入れ深さ h	設計値以上		
延長 L		設計値			
コンクリートブロック積み等	基準高 ∇	± 50		<p>規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。</p> <p>安定計算上は安全でなければならない。</p>	
	厚さ A	-50			
	厚さ B	-50			
	厚さ C	-50			
	厚さ D	-50			
	法長 $l < 3m$	-50			
	高さ $l \geq 3m$	-100			
	根入れ深さ h	設計値以上			
	延長 L	擁壁構造及び区画に変更が生じない範囲			